

概要版 世田谷区 みどりの基本計画

2018年度～2027年度

世田谷みどり33をめざして

「世田谷みどり33」は、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てていく運動であり、みどりが持つ様々な機能が発揮されることで、みどりの豊かさを実感し、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざす長期目標です。

みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法に基づき、世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画です。

計画改定の趣旨

「世田谷みどり33」をめざし、各種計画との整合を図りながら、より一層のみどりの取り組みを総合的かつ計画的に進めていくものとします。

計画の期間は、2018年度から2027年度までです。

計画の目標

「世田谷みどり33」の取り組みは、みどりの量の確保、みどりの質の向上、区民との協働の側面から、総合的に進めていくものとします。

計画では、みどりの豊かさを実感するための2つの目標を設定します。

世田谷みどり33

みどりの量を
十分に確保する

みどりの質の
向上を図る

みんながみどりと
関わり、取り組む

①みどりの面積の割合

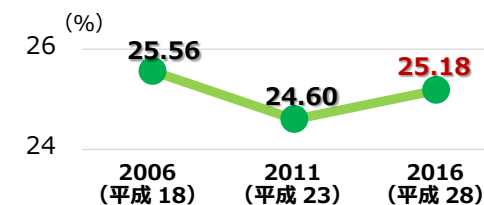
区内のみどりの量を測る指標

世田谷区制100周年である2032年に、みどり率33%の達成をめざすため、2027年に29%の達成をめざします。

みどり率

2016年
(現況)

25.18%



みどり率の推移

※みどり率は、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹などの樹木、河川・水路などの水面を合わせたみどり面の面積が地域面積に占める割合です。
※みどり率は平成23年度調査から約0.6ポイント増加しました。

②みどりに関する区民満足度

区内のみどりの量と質の豊かさに対する区民の実感を推定する指標

2027年に「大変満足している」の割合25%の達成をめざします。

「大変満足している」
の割合

12%

※区政モニターアンケート実施結果(2016.9)によります。

将来の世田谷の姿は、区の1/3に相当するみどりが、目的に応じて様々な機能を発揮して、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める社会基盤（グリーンインフラ）として、しっかりと息づいています。

人々は、これらのみどりとより身近に関わりながら、みどりの豊かさを実感して喜び、笑顔があふれる世田谷の街が実現しています。

多摩川・国分寺崖線エリア

みどりの連続性が高い地域

住宅地

住宅地
中・小規模緑地



みどりの風景づくり

社寺林・屋敷林の保全 農のみどりの継承

多摩川の保全・活用

河川・水辺の保全

湧水の保全

地下水の涵養

降雨

蒸発

生きもののつながりの確保

みどりの道づくり

みどりの学校づくり

河川・水辺の保全

基本方針と主な取り組みの内容

基本方針-1. 水循環を支えるみどりを保全する

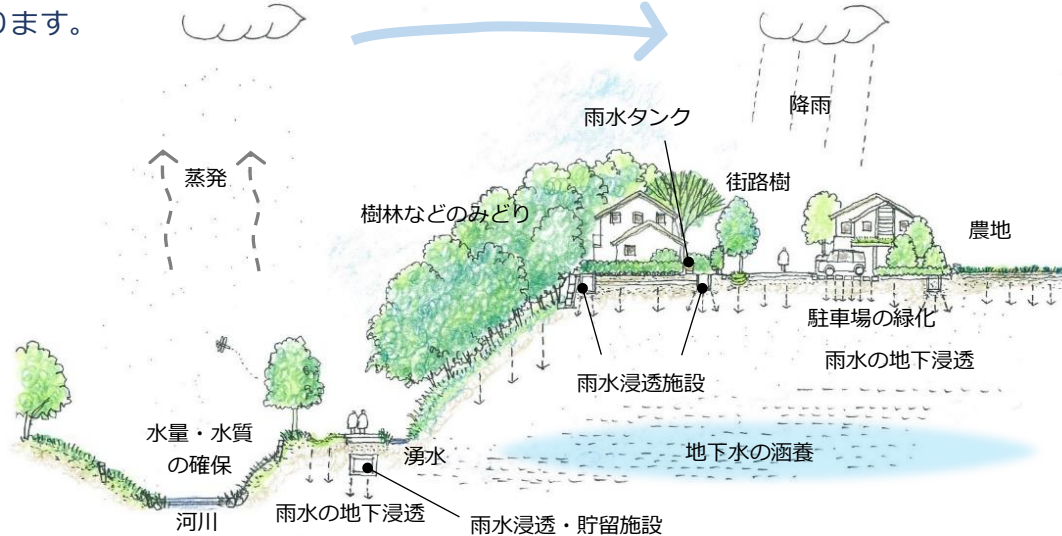
国分寺崖線や社寺林・屋敷林、農地などのみどりは、地域の暮らしの中で育まれてきました。これらの水循環を支えるみどりの基盤（グリーンインフラ）をしっかりと守り、次の世代へと引き継いでいきます。

取り組み方針

- 1-1. 国分寺崖線の保全
- 1-2. 水環境の維持・増進
- 1-3. 農のみどりの継承
- 1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全

■水循環の回復

農地をはじめとする自然面の確保や雨水浸透施設の設置など、健全な水循環の回復を図ります。



■農地の保全

農地を守るため、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定、農業公園の整備を進めます。



基本方針-2. 核となる魅力あるみどりを創出する

区が主体となり、人々が集い、楽しみ、活動できるようなよりどころとなる公園緑地の整備や水辺の再生を進めます。

取り組み方針

- 2-1. 公園緑地の整備
- 2-2. 公園緑地の管理運営
- 2-3. 区民がふれあえる水辺の再生

■公園緑地の配置・整備

地域の資源を活かしつつ、不足している世田谷の公園緑地が充実するよう努めます。

公園緑地の配置・整備方針

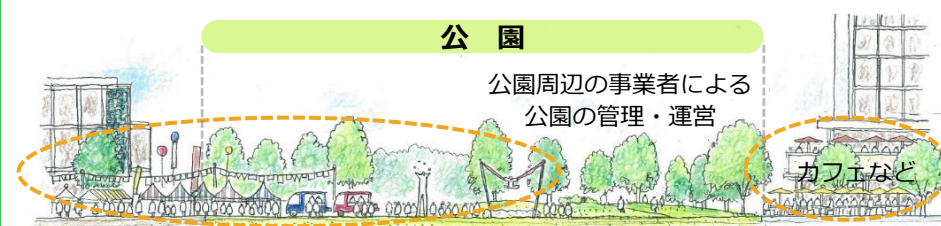
- ①効果的な手法による都市計画公園・緑地の整備
- ②中規模公園の整備
- ③特に公園緑地が少ない地域の公園緑地整備
- ④ぽけっと公園の拡大、機能分担
- ⑤公園緑地による、まとまりのあるみどりの保全
- ⑥街づくり事業と連携した良好な公園緑地の整備



上用賀公園

■地域の魅力を高める公園マネジメントの検討

公園が地域の賑わいの中心となるよう、公園の活用に関するマネジメントの検討を進めます。



公園と周辺のオープンスペースを一体的に使用したイベントの開催

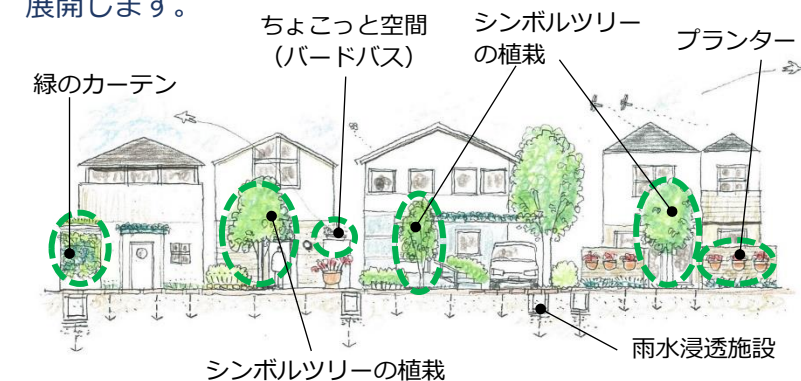
公園に隣接する施設との連携による魅力づくり

基本方針-3. 街なかに多様なみどりをつくり

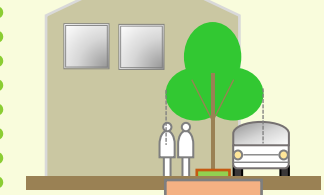
区民・事業者・区がともに、多様な手法によって多様なみどりを守り、創出することで、みどりの連続性を高めていきます。

■花とみどりの街づくりの推進

区民一人ひとりが身近な場所で、1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどりの空間を創出する「ひとつぼみどり」運動を展開します。



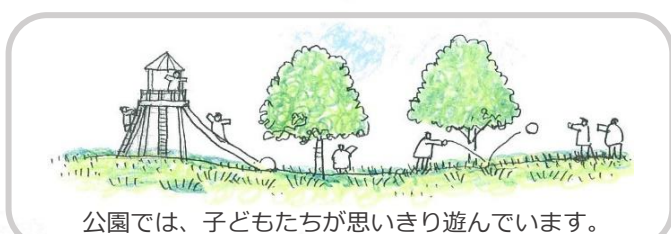
ひとつぼみどりの一例
(一坪÷葉張り約2mの木1本)



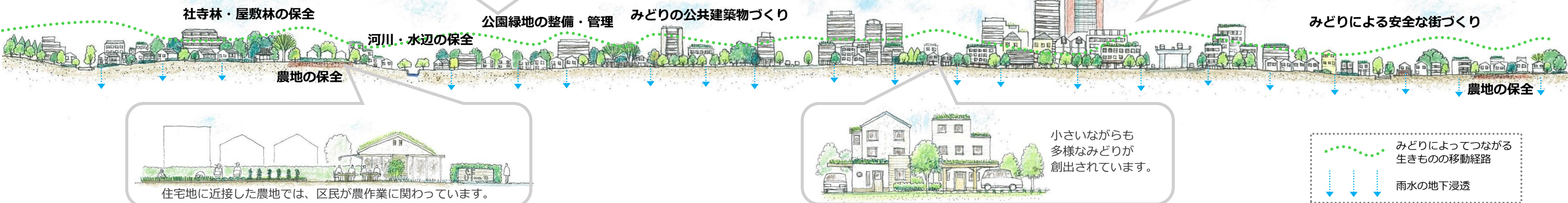
ひとつぼみどりのイメージ

笑顔をつなぐ街・世田谷』

エリア
の中に
点在する地域



市街地エリア
市街化が進み
比較的にみどりが少ない地域



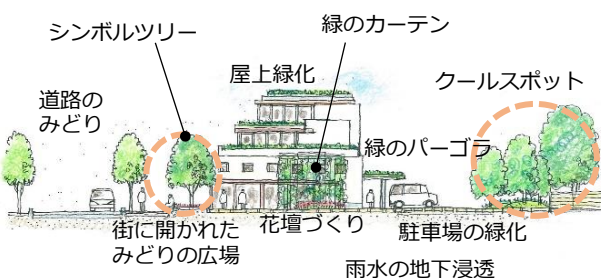
り、つなげる

取り組み方針

- 3-1. 民有地のみどりづくり
- 3-2. みどりの公共・公益施設づくり
- 3-3. 新たなみどりの創出
- 3-4. 外来種や野生生物への対応
- 3-5. みどりによる安全な街づくり

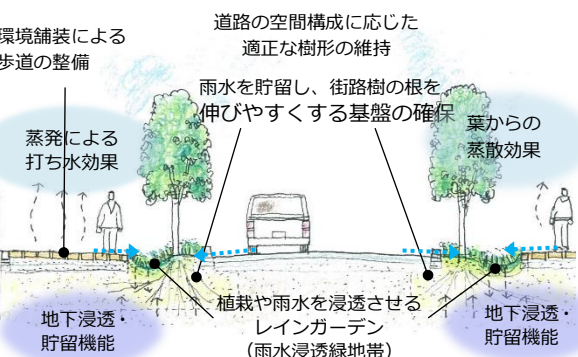
■みどりの公共・公益施設づくり

量・質の面でみどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進めます。



■みどりの道づくり

グリーンインフラの機能を確保し、みどりの道づくりを進めます。

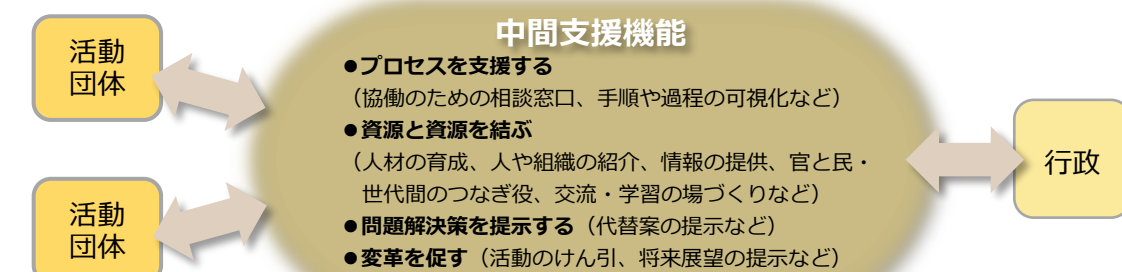


基本方針-4. みどりと関わる活動を増やし、協働する

区民や活動団体、事業者などのみどりに関する取り組みや活動の支援に努めます。さらに、みどりによる地域の魅力の創出につながる、多様な主体との新たな連携・協働の仕組みづくりなどを進めていきます。

■区民や団体などとの連携

区民や活動団体、事業者などの主体自ら進めているみどりを守り、つくり、管理する取り組みを支え、連携を強化します。



■みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり

みどりに関する基礎的な調査を継続し、共有できるようにします。



基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

みどりに関わる活動への人々の参加をさらに広げ、みどりと関わることの喜びや楽しみが多世代に及び、共有されるようにしていきます。

取り組み方針

- 5-1. みどりに関する普及啓発
- 5-2. みどりのために行動する人材の育成
- 5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

■みどりを理解する場づくり

イベントの開催や、地域の資源を紹介する取り組みを進めます。

■みどりと関わる体験・学習機会の拡充

楽しみながら体験し、学ぶことができる機会や場づくりに努めます。



体験・学習の場のイメージ

生きものの拠点において、身近な自然や生きものについて学ぶことができる、一連のプログラムをつくる



計画で対象とする「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地、農地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と、人との関わりによる文化や歴史的なみどりの要素を含めて捉えています。

みどりは、次のような機能を持ち、私たち人間や生きものの暮らしを支えるとともに、世田谷の街の魅力を高める、街づくりに欠かせない社会基盤（グリーンインフラ）です。

計画における「みどり」



みどりの機能

- 環境改善
- 水環境の保全
- 生きものの生息・生育環境
- 防災・減災
- レクリエーション・遊びの場
- 健康増進
- 教育
- 風景づくり
- 文化の醸成
- コミュニティ形成

2027 年 (計画期間の目標)

29%

様々なみどりを減らさないよう努めながら、220 haのみどりを増やします。

土地利用別の目標	みどりの目標量 ^(注1)
公園	+40 ha
道路	+20 ha
学校	+10 ha
公共・公益施設 ^(注2)	+3 ha
民有地 ^(注3)	+157 ha
農地 ^(注4)	-10 ha (減少を抑制)
河川・水路	(現状を維持)
合 計	220 ha

注1：みどりの目標量は、みどりの資源調査に基づく土地利用別の数値です。
 注2：公共・公益施設は、公園、道路、学校以外の官公庁施設、病院、福祉施設などです。
 注3：民有地は、商業用地、住宅用地などで、区全体の面積の約7割を占めています。
 注4：この計画において「農地」とは、耕作の目的に供された土地（生産緑地、宅地化農地等の農業用地のほか、家庭菜園、区民農園、農業公園内の菜園を含む）をいいます。ただし、便宜上、みどりの目標量は東京都土地利用区分の農地面積を使用しています。

25%

2032 年 (区制 100 周年の目標)

33%

33%

みどりのネットワークの形成

骨格的なみどりの軸、みどりの軸（緑道等、河川・開渠）、みどりの幹線軸、みどりの拠点、街なかのみどりをつなぎ、みどりのネットワークを形成します。

骨格的なみどりの軸

みどりの軸（緑道等）

みどりの軸（河川・開渠）

みどりの幹線
(幹線道路の街路樹)

みどりの拠点
(大規模公園やまとまりのあるみどり等)

街なかのみどり
(宅地のみどりや小規模の公園)

拠点と拠点をつなぐネットワークのイメージ

農地保全重点地区



エリア別の取り組み

エリア別の取り組みを世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域ごとに示し、地域の特性を活かした個性あるみどりの街づくりを進めます。

実現に向けて

■ 取り組みの推進体制

計画で位置付けた取り組みは、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、（一財）世田谷トラストまちづくり、世田谷区、国・東京都・関係自治体などの多様な主体の連携を図りながら推進します。

■ 計画の進行管理

区が主体となって実施する取り組みについては、「みどりの行動計画」を策定し、計画を推進します。「みどりの行動計画」は、区が年度ごとに個別取り組みの進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内において評価・検証します。そのうえで個別取り組みを改善し、計画を確実に進めます。

「みどりの行動計画」は、「生きものつながる世田谷プラン行動計画」と一体的に進行を管理します。

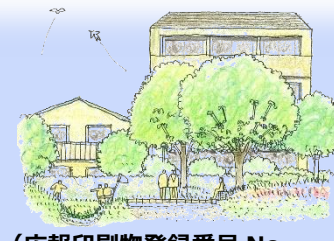


世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2281 FAX：03-5432-3083

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>



2018（平成 30）年 3 月発行（広報印刷物登録番号 No. ）